

## 別表六（二十四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）、令和4年改正前の措置法（以下「令和4年旧措置法」といいます。）第42条の12第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和2年改正法第15条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第42条の12第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「税額控除限度額23」は、通算法人が措置法第42条の12第6項第1号に規定する適用年度（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度に限ります。）において同条第1項の規定の適用を受ける場合には、次に掲げる金額の合計額を記載します。
  - (1) 30万円に「特定新規雇用者基礎数19」の数を乗じて計算した金額に、別表六（二十四）付表二「10」の割合を乗じて計算した金額
  - (2) 20万円に「移転型特定新規雇用者基礎数20」の数を乗じて計算した金額に、別表六（二十四）付表二「11」の割合を乗じて計算した金額
  - (3) 20万円に「非新規基準雇用者数又は特定非新規雇用者基礎数21」の数を乗じて計算した金額に、別表六（二十四）付表二「12」の割合を乗じて計算した金額
  - (4) 20万円に「対象移転型非新規基準雇用者数又は対象移転型特定非新規雇用者基礎数22」の数を乗じて計算した金額に、別表六（二十四）付表二「13」の割合を乗じて計算した金額
- 3 「基準年度」は、措置法第42条の12第1項、令和4年旧措置法第42条の12第1項又は令和2年旧措置法第42条の12第1項の規定の適用を受ける又は受けた事業年度（措置法第42条の12第2項、令和4年旧措置法第42条の12第2項又は令和2年旧措置法第42条の12第2項に規定する要件適格法人の(1)から(4)までに掲げる規定の適用を受ける事業年度及び令和2年改正前措置法（令和2年改正法附則第14条第2項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法をいいます。以下同じです。）第42条の12第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）、令和4年改正前の令和2年改正前措置法（以下「旧令和2年改正前措置法」といいます。）第42条の12第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和2年旧措置法第42条の12第2項に規定する要件適格連結法人の(5)から(9)までに掲げる規定の適用を受けた連結事業年度を含みます。）を記載します。
  - (1) 措置法第42条の11の3第1項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）又は令和4年旧措置法第42条の11の3第1項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
  - (2) (1)に掲げる規定に係る措置法第52条の2第1項又は第4項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定
  - (3) (1)に掲げる規定に係る措置法第52条の3第1項から第3項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定
  - (4) 措置法第42条の11の3第2項又は令和4年旧措置法第42条の11の3第2項の規定
  - (5) 令和2年改正前措置法第68条の15第1項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）又は旧令和2年改正前措置法第68条の15第1項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
  - (6) (5)に掲げる規定に係る令和2年改正前措置法第

68条の40第1項又は第4項《特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例》の規定

(7) (5)に掲げる規定に係る令和2年改正前措置法第68条の41第1項から第3項まで、第11項又は第12項《準備金方式による特別償却》の規定

(8) 令和2年改正前措置法第68条の15第2項又は旧令和2年改正前措置法第68条の15第2項の規定

(9) 令和2年旧措置法第68条の15の2第1項《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》又は令和2年改正前措置法第68条の15の2第1項《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定

4 「適用年度」の各欄の記載に当たっては、次によります。

(1) 措置法第42条の12第6項第15号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度ごとに、別表六(二十四)付表一の「基準雇用者数等の計算に関する明細」の各欄に準じて計算した数を記載します。

(2) (1)で記載した数のうち措置法第42条の12第2項に規定する準地方活力向上地域内にある同条第6項第2号に規定する特定業務施設に係る数をその各欄の内書に記載します。

(3) (1)及び(2)で記載した数の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。

5 「地方事業所特別税額控除限度額<sup>34</sup>」の記載に当たっては、次によります。

(1) その事業年度が1年に満たない場合((2)に規定する場合を除きます。)には、「(30万円又は40万円)」とあるのは「(30万円又は40万円) ×  $\frac{\text{当期の月数}}{12}$ 」と、「(20万円又は30万円)」とあるのは「(20万円又は30万円) ×  $\frac{\text{当期の月数}}{12}$ 」として記載します。

(2) 措置法令第27条の12第16項《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》に規定する2年を経過する日を含む適用年度において同項各号に掲げる場合に該当する場合には、「(30万円又は40万円)」とあるのは「  
(30万円又は40万円) ×  $\frac{\text{当該事業年度開始の日から認定日を含む事業年度等の開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数}}{12}$   
」

と、「(20万円又は30万円)」とあるのは「

(20万円又は30万円) ×  $\frac{\text{当該事業年度開始の日から認定日を含む事業年度等の開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数}}{12}$   
」

として記載します。

(3) その事業年度が特例対象事業年度(令和2年改正法附則第82条第2項《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》)に該当する場合には「又は40万円」及び「又は30万円」を消し、その他の場合には「30万円又は」及び「20万円又は」を消します。